

登録医制度導入の目的と意義

1.目的

弘前総合医療センターは患者さんに安心・安全で質の高い医療を継続的に提供するために、津軽地域の医療機関と密接な連携を保つ登録医制度を導入します。

2.登録医制度の意義

弘前総合医療センターは津軽地域の中核病院・急性期病院の一つとして、地域医療を支える使命を有しています。地域のニーズに応えるため、常に、より良い医療を目指さなくてはなりません。このためには、地域の医療機関との役割分担を明確にし、より密接に連携する必要があります。医療情報を共有し、互いに切磋琢磨する場として、登録医制度が機能することを願っています。

3.対象

この主旨に賛同する医療機関の医師

4.手続き等

- 1) 登録医申請書（別紙）へ記入し、当院地域医療連携室（Tel：32-9902、Fax:32-9909）に提出して下さい。
- 2) 当院の病院長が承認し、登録医証とネームプレートを発行します。
- 3) 申請に係わる費用はありません。
- 4) 登録期間は1年とし、別段の意思表示がない限り、登録は更新されます。
- 5) 登録医からの登録抹消の申し出または、当院院長が不適当と判断した場合は登録を取り消す場合があります。

5.登録医になると、以下についてご利用頂けます

- 1) 医療機器の共同利用（MRI・CT・SPECT - CT・DEXE）
- 2) 紹介患者の共同利用（開放型病床）
- 3) 図書室等の共同利用
- 4) 当院が開催する研修会への参加

6.登録医の先生がご来院のとき

- 1) ネームプレートをご持参下さい。
- 2) 当院の利用時間は平日の8時30分から17時15分迄です。
- 3) 車でご来院の際は、割引駐車券（無料）を交付しますので、駐車券を地域医療連携室に提示して下さい。

令和 7年 4月

独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター
特別統括病院長 袴田 健一